

令和7年度 第2回守山市地域ケア推進会議次第

日時：令和8年2月5日（木）

午後2時から3時30分まで

場所：守山市役所3階 33・34会議室

1 開会

2 守山市地域ケア個別会議からみえてきた地域課題について

(1) 第2回地域ケア個別会議の開催結果について

- ・高齢者の居住に関する課題について [資料1](#) [参考資料1](#)

(2) 第3回地域ケア個別会議の開催結果について

- ・高齢者支援終了後の家族支援について [資料2](#) [参考資料2](#)

3 議論テーマ [資料3](#)

支援を途切れさせないための地域での見守りについて

(1) 些細な変化に気づくためのポイントはなにか

(2) 地域での見守りを継続するために必要なことはなにか

守山市地域ケア推進会議委員名簿

令和8年1月現在 (敬称略)

区 分	団 体 名 (所属)	氏名
1号委員 (学識経験を有する者) 4号委員 (認知症専門医)	一般社団法人 守山野洲医師会	藤本 直規
2号委員 (関係団体を代表する者)	守山市自治連合会	奥村 融
	守山市民生委員児童委員協議会	大谷 加代子
	一般社団法人 守山野洲医師会	福田 正悟
	一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会守山地区	門田 紀
	守山野洲薬剤師会	中島 玲子
	公益社団法人 認知症の人と家族の会滋賀県支部	今江 栄子
	守山市老人クラブ連合会	成瀬 和子
	守山商工会議所	田中 ひろ子
	滋賀県南部介護サービス事業者協議会	吉村 明浩
	滋賀県南部介護サービス事業者協議会 認知症支援実践者	今井 直子
	滋賀県人権擁護委員連合会	西本 麗子
3号委員 (関係行政機関の職員)	滋賀県南部健康福祉事務所	真溪 宏
	守山警察署	坂口 哲平
	湖南広域消防局 北消防署	内田 浩康

	所属	氏名
事務局	守山市健康福祉部 理事	沖田 昌子
	守山市健康福祉部 次長	川上 かよ子
	守山市健康福祉部長寿政策課 課長	竹村 千穂
	守山市健康福祉部長寿政策課 係長	青木 雅彦
	守山市健康福祉部長寿政策課 係長	中井 かおり
	守山市健康福祉部長寿政策課 主任保健師	竹村 優花
	関係課	守山市健康福祉部地域包括支援センター 所長
守山市健康福祉部地域包括支援センター 係長		大木 あかね
守山市健康福祉部地域包括支援センター 主任介護支援専門員		林 佳子
守山市健康福祉部介護保険課 課長		堀江 泰行
関係機関	守山市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	内藤 友哉
	守山市南部地区地域包括支援センター 所長	淵田 麻里子
	守山市中部地区地域包括支援センター 所長	山口 勉
	守山市北部地区地域包括支援センター 所長	大西 博

テーマ: 高齢者の居住に関する課題について

【南部圏域】事例①

<事例テーマ>

貸主側の事情で突然賃貸住宅の退去を余儀なくされた生活保護受給(高齢)者のケース~住宅確保要配慮者への支援を考える~

<事例概要>

認知機能の低下がありながら、介護保険サービスと地域の見守り等で地域で生活が送れていたが、貸主の事情により突然アパートからの退去を通告された。

低賃料で高齢者が借りることのできる物件は少なく、施設入所も保証人がおらず、住み替えが難しい状況であったが、関係者が入所できる施設を探し出し、何とか期日までに特別養護老人ホームに入所することができた。

【中部圏域】事例②

<事例テーマ>

耐震強度に不安のある住居に住む、身体的・認知的低下に伴い自宅生活の継続困難な高齢者の転居の課題と自己決定支援について

<事例概要>

自身で建てた家(コンクリートの鉄筋が繋がっていない箇所や雨漏りなどがあり、いつ崩れるかわからない状態)に居住。ケアマネジャーは本人と関わる中、今後の居所等について何度も聞き取りし、本人から自宅での生活を望む発言が多く聞かれた。

住居については、建築課等に耐震強度の調査の助成などを確認するも対象外であった。

【個別会議での主な意見】

- ・「住まい」を探すことは、ケアマネジャーや地域包括の業務ではない。この事例では関係者が尽力し、住まいを見つけることができた。
- ・「住まい」の問題に関して、主体になって家を探す人は制度・法律的にはどこか。そこに繋ぐことが地域包括、ケアマネジャーの役割。それをみんなで認識する必要がある。
- ・居住支援法人に相談するも、マッチングがうまくいかない現状がある。居住支援法人を利用できる人は、保証人の問題もクリアできる。
- ・守山市内の賃貸物件は高く、生活困窮者が入れる住宅が少ない。空き家はあるため、活用できる制度・仕組みがあればいい。
- ・福祉部門と住宅部門、生活困窮部門のワーキングチームを作って話し合えるといい。

【個別会議での主な意見】

- ・守山市住生活基本計画という計画があるが、住宅確保要配慮者をどう対応するのか、取組を一緒に考えていきたい。
- ・本人の判断能力の低下があるならば、今回の事例では命の危険が伴うので、危機管理の方法をどうするか、最悪の事態を想定しての対策をとるべきではないか。
- ・独居の人や家族がいてもキーパーソンになり得ない人等の最期を考えるにあたり、後見人に全てを任せるのではなく、住まいや身寄りの問題に関して、支援者が分担して1つずつ細分化していくと解決策が見出されるのではないか。
- ・今後高齢者が増加し、住まいの問題を抱える人が増える一方だと思う。住まいに関する施策についてゆっくりしてられないと感じた。

守山市の支援体制

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者が抱える問題に対して、複合的な支援が必要と判断される場合には、参考資料2のように市内横断的に課題を共有し、柔軟に解決を図っている。

高齢者の居住に関して、住み替えが必要となった場合には、必要に応じて居住支援法人へつないでいる。

連携

居住支援法人（社会福祉法人慈恵会等）

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として県が指定している。

賃貸住宅への円滑な入居に係る対応や、住宅確保要配慮者への見守り等の生活支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証の提供等を実施されている。

住宅セーフティネット法の改正

令和7年10月施行

目的:住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるための環境の整備を推進するため。

居住支援法人等と大家が連携し入居中のサポートを行う「居住サポート住宅」を創設

高齢者向けシェアハウスの整備

増加している老々介護世帯の孤立を防ぐため、旧特別養護老人ホームを再活用し、令和9年4月の開所に向け、高齢者向けシェアハウス（夫婦のどちらかに介護が必要な夫婦世帯）および一時居住施設（住宅確保要配慮者向けの緊急的な居住施設）の整備が進められている。（社会福祉法人慈恵会）

テーマ: 高齢者支援終結後の家族支援について

【中部圏域】事例①

<事例テーマ>

高齢者と家族の支援についての支援者連携と高齢者支援終結後の家族支援について

<事例概要>

本人は精神障害者手帳を持つ長男と二人暮らし。長男から心理的・身体的虐待に近いものを受けているが、共依存している様子。長男は用事を依頼する本人を罵倒するも用事はこなしている。本人の動きが緩慢になり、不安が増大したことで、在宅生活が困難になり、特養入所となる。

【南部圏域】事例②

<事例テーマ>

家族の多様な課題を踏まえた支援者間連携と高齢者支援終了後の見守り体制および家族支援のあり方

<事例概要>

本人は「家からは出たくない」と頑固な性格で、通所サービス等の利用については、拒否し、在宅での生活にこだわっていた。長女は精神障害者手帳を持っており、措置入院の既往あり。長女は一人暮らしをしているが、日中は実家にいる状態で、気に入らないことがあれば、本人や妻に暴言・暴力を行う。本人の病状が進行し、令和7年10月に逝去された。

【個別会議での主な意見】

- ・本人と長男はお互いに共依存し、お互いに支配しているように見受けられる。疾患による問題と家族関係の問題がある。
- ・地域包括が支援を積み重ねたことは良かったが、いつでも地域包括が対応するとなると、負担が大きくなる。
- ・状態が落ち着いているときこそ、介入するタイミングではないか。
- ・精神疾患等がある方等、困ったときにどこに相談にいくと良いか分かりづらいのでは。ここに相談すれば、どこかにつないでもらえるという窓口があると良い。
- ・精神疾患に関して「にも包括」という体制が大事になってくる。仕組みづくりが必要。

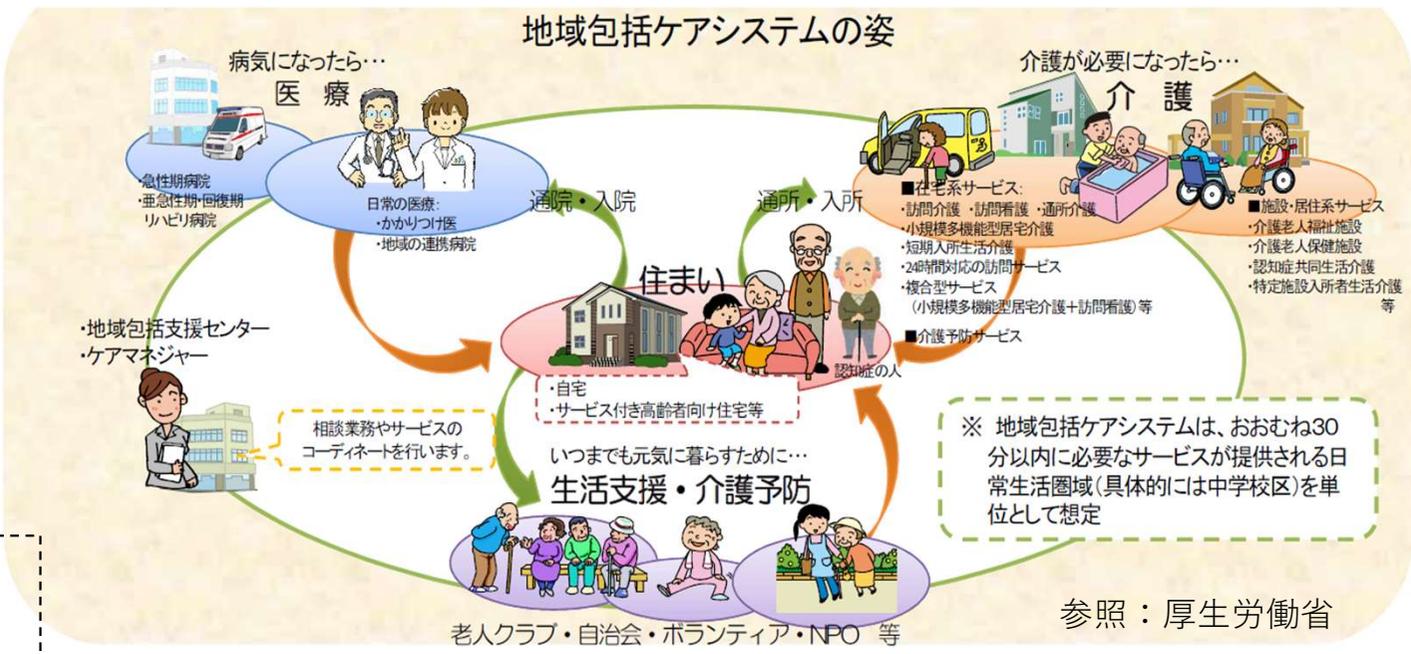
【個別会議での主な意見】

- ・長女からの妨害行為がある中、本人の意思通り在宅看取りにつなげることができて良かった。
- ・長女からの暴言・暴力について、「高齢者虐待」の認定がなされていないが、本人や妻の生命の危機にあったことから、長女の措置入院等も含めて検討できればよかった。
- ・本人が逝去された今、妻の安全を守るために、地域包括が定期的に訪問し見守るほか、長女の支援者と連携を取りながら支援していくことが必要。
- ・支援チームを固定化せず、状況変化に応じて誰が主導権を持つのかということを決めておくことも必要ではないか。
- ・妻の今後の支援として、地域とつながることも大切。自治会とも連携を図りながら、妻の見守りを考えていく必要がある。

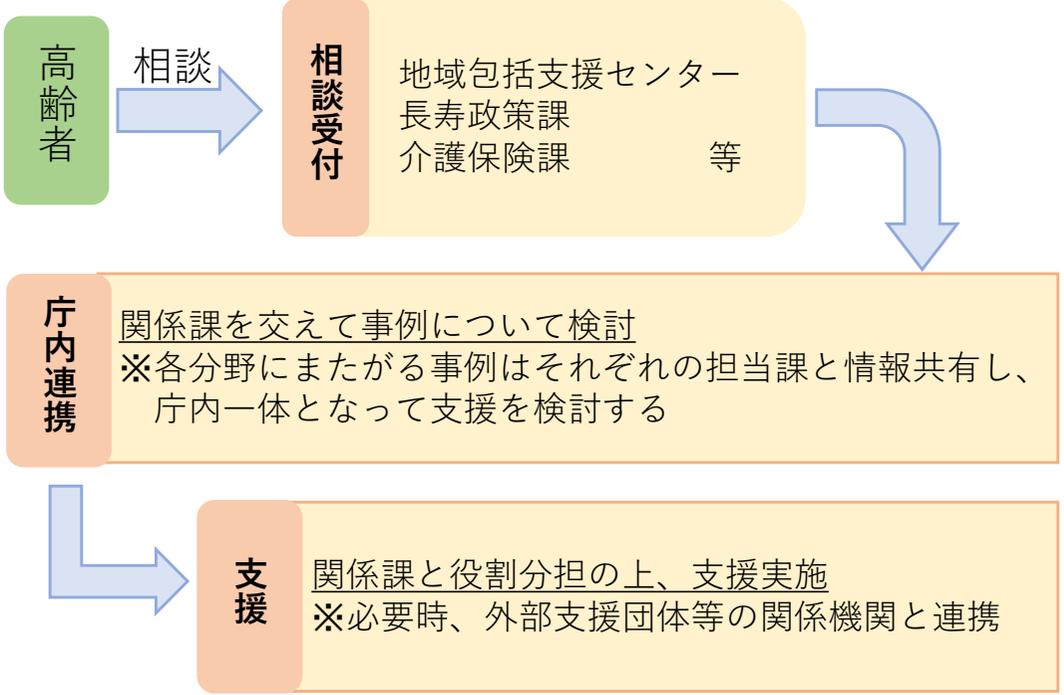
地域包括ケアシステム

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくためには、フォーマル（介護保険等）やインフォーマル（地域、ボランティア等）な社会資源を活用しながら、地域全体で包括的に支える体制（地域包括ケアシステム）が重要です。

- ▽地域で見守りが必要な家庭の例
- ・一人暮らし高齢者
 - ・認知症高齢者のいる家庭
 - ・高齢の両親と障害を抱える子の世帯
 - ・介護者の負担が大きい家庭 等



▼守山市の高齢者に対する支援体制



守山市の支援体制

相談者の属性（高齢者、生活困窮者、障害者、子ども等）、世代や相談の内容に関わらず、包括的に相談を受け止めます。
 複雑・複合化した事例に関して、最初にどの部局で相談を受けても、庁内横断的に情報共有をしながら、連携して対応します。

本日の議論テーマ

家族が抱える問題

事例1)
 ・高齢の母親に対する長男（精神障害者手帳あり）からの暴言・暴力
 ・母と長男の共依存関係
 ・地域における長男の気になる行動
 （夜中にウロウロしたり、大声を出して歩く）

事例2)
 ・父親（パーキンソン病の診断あり）は通所サービス等の利用を拒否
 ・母親に対する長女（精神障害者手帳あり）からの暴言・暴力
 ・父親の支援者やサービス利用に対する長女の妨害行為

家族に対するこれまでの関り・地域とのつながり

母親：包括が訪問等で定期的に状況確認。⇒施設入所に伴い終了

長男：精神科通院。不調の際は精神科病棟へ入院。訪問看護利用。
 相談や支援は希望していない。

次男：長男の訪問看護利用等について、すこやか生活課に相談があり、
 継続的に状況確認。

地域：長男の疾患について一定の理解があり、気になる行動があっても
 見守っている。

父親：通所サービス利用。ケアマネジャーやサービス事業所が定期訪問。

母親：父親のケアマネジャーやサービス事業所が見守り。
 ⇒父親が死去されたため終了

長女：訪問看護利用。すこやか生活課が定期的に状況確認。相談対応。

地域：地域との関りは少ない。

●共通の課題●

支援を途切れさせないための地域での見守りについて

本日の議論テーマ

1 些細な変化に気づくためのポイントはなにか

※普段の活動で気を付けて見ていること、気になる家庭に気づききっかけ 等

2 地域での見守りを継続するために必要なことはなにか

※一人で抱え込まないために必要なこと、担当者交代等で途切れないうえに必要なこと 等

○守山市地域ケア推進会議設置要綱

平成26年4月1日

守山市告示第95号

改正 平成27年4月1日守山市告示第141号

平成30年4月1日守山市告示第158号

令和2年4月1日守山市告示第159号

令和6年4月1日守山市告示第139号

(設置)

第1条 市長は、いつまでも高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者への医療、介護、予防その他の生活支援サービスにおける地域の実情に基づく課題(以下「地域課題」という。)の検討ならびに政策の立案および提言を行うため、守山市地域ケア推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務について審議する。

- (1) 地域での生活を支える環境整備に関すること。
- (2) 地域包括支援ネットワークのための政策形成に関すること。
- (3) 認知症初期集中支援チームの設置および活動状況についての検討、合意形成に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は17人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 認知症専門医
- (5) 認知症初期集中支援チーム員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 推進会議の運営について必要な事項は、会長がその都度推進会議に諮って定める。

3 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議の内容により、会長は委員の同意を得て、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(意見の聴取)

第8条 推進会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第9条 委員が推進会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 推進会議の求めに応じ、推進会議に出席した者に対して、予算の定めるところにより報償金を支払う。

3 前2項の規定にかかわらず、公務で推進会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(市の情報提供)

第10条 市は、推進会議がその任務を遂行するために、推進会議に必要な情報を提供しなければならない。ただし、当該情報が、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)第7条または第8条の規定に該当するものである場合には、この限りではない。

(事務局)

第11条 推進会議の庶務は、健康福祉部長寿政策課において処理する。

付 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 守山市高齢者まちづくりネットワーク会議設置要綱(平成20年告示第107号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。